

医薬品自己負担新制度に関するお知らせ

診療報酬改定により、令和6年10月1日から長期収載品の選定療養の制度が導入されます。この制度は後発品（ジェネリック）のあるお薬で、先発品の処方を患者様が希望されたときに特別の料金が発生するものです。この特別の料金は、先発品と後発品の価格差の4分の1相当にあたります。ただし、医師が医療上の必要があると判断した場合や、後発品の提供が困難な場合、バイオ医薬品は対象外となります。対象となる医薬品など詳細は、以下のQRコードから確認できます。

新たな仕組みについて

特別の料金の対象となる
医薬品の一覧などはこちらへ



後発医薬品について

後発医薬品（ジェネリック医薬品）
に関する基本的なこと

